

## 札幌市不妊専門相談事業

札幌市不妊専門相談センターでは、  
不妊・不育に関する専門知識を持つ医師・不妊カウンセラー・保健師等が  
無料で相談をお受けしています。  
「どんなことでも、ひとりで悩まずお気軽にご相談ください。」



札幌市ホームページ  
＜不妊・不育専門相談＞

### 専門相談

(予約制)

【医師、不妊カウンセラーによる面接相談】

1回40分程度です。無料でご相談できます。

専用相談の予約は専用電話で受け付けています。希望日の1週間前までにお申込みください。  
年末年始・祝祭日はお休みです。

医師による面接相談	毎月 第1・3火曜日 午後
不妊カウンセラーによる面接相談	毎月 第2・4月曜日 午後

※新型コロナウイルスの感染状況により、電話相談等になる場合があります。

### 一般相談

【保健師等による電話・面接相談】

月～金/午前9:00～12:15 午後1:00～5:00 (年末年始・祝祭日は除く)  
事前の予約の必要はありません。

### 申請・相談／お問合せ

## 札幌市不妊専門相談センター

専用電話：011-622-4500

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目（WEST19 3階 札幌市保健所）  
月～金曜日（年末年始・祝祭日を除く）9:00～12:15、13:00～17:00



**主な交通機関**

- 地下鉄**  
東西線西18丁目駅下車 ①番出口  
地下通路①番出口手前に、正面入り口直通エレベーター
- JRバス**  
長生園前下車
- 駐車場** ※新型コロナウイルスの感染状況により使用できない場合があります。  
25台  
(地下駐車場23台、地上車イス専用車用2台)

＜札幌市不妊治療支援事業ホームページ＞



【令和4年4月発行】 SAPPORO

# 令和4年度 札幌市不妊治療等の支援についてのご案内

## 特定不妊治療の保険適用に伴う令和4年度の経過措置について

令和4年度からの不妊治療の保険適用に伴い、**令和4年4月1日以降に治療を開始する方の助成が廃止されます。**

札幌市では不妊治療の保険適用移行により治療計画に支障が生じないように、**令和4年3月31日以前に治療を開始し、令和4年4月1日以降に終了した「年度をまたぐ1回の治療」**について、下記のとおり経過措置を実施いたします。

### ●対象の治療

令和4年3月31日までに治療を開始し、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に終了した保険適用外で実施した1回の治療

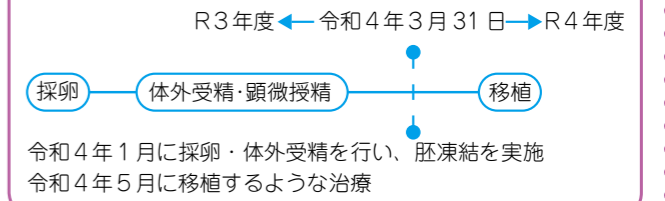
### ●助成回数

**1回限り**（令和3年度以前に行った治療で、既に上限回数に達しているものは対象外）  
※ **年齢制限、助成回数算定の考え方、助成金額等は令和3年度の制度に準じます。**  
※ **詳細は、ホームページをご確認ください。**

### ●申請期限

**令和5年3月31日まで必着（遅延不可）**となります。

【例】年度をまたぐ治療のイメージ



札幌市ホームページ  
＜特定不妊治療費助成事業＞

### 【令和3年度の制度】

- 対象者：指定医療機関で特定不妊治療を受けた下記の要件をすべて満たす方
  - ・治療開始時点で妻の年齢が43歳未満の夫婦（事実婚含む）、所得制限なし
  - ・申請日において、夫婦のどちらかが市内に住民登録をしていること
- 助成上限額：1回の治療につき**30万円**を上限
  - ※凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等は、1回**10万円**を上限
  - ※対象となる男性不妊治療をあわせて行った場合は、**30万円**を上限に追加
  - ※1回の治療とは、採卵準備のための投薬開始から採卵、体外受精及び顕微授精、胚移植、妊娠検査までとなります（妊娠の有無は問いません）
- 助成回数
  - ・1子ごとに初回の助成を受ける治療開始日の妻の年齢により設定
  - 40歳未満…1子ごとに6回まで
  - 40歳以上43歳未満…1子ごとに3回まで

## 【重要】令和4年3月31日までに治療を終了している方の申請期限について

従前の助成事業については、上記の経過措置の対象を除き終了となります。  
令和4年3月31日までに終了した治療の申請につきましては、**令和4年5月31日**が申請期限となりますので、お早目に申請ください。

※入院等のやむを得ない理由による「遅延理由書」の提出（治療費を最後に支払った翌日から5か月以内）があっても、**令和4年5月31日が最終の期限**となります。

※**上記の申請期限を過ぎた申請は、受理できませんのでご注意ください。**

# 令和4年度札幌市不育症治療費助成事業

札幌市では、不育症に悩む方の経済的負担を軽減するため、不育症治療費助成を行っています。

不育症とは、流産、死産、新生児死亡のいずれかの既往が**2回以上**ある場合をいいます。※「流産、死産」は、妊娠検査薬が陽性になった場合ではなく、医療機関での超音波検査により胎のう（赤ちゃんが入った袋）や胎芽（赤ちゃんの姿）を確認後、妊娠が終了した場合を言います。



札幌市ホームページ  
＜不育症治療費助成事業＞

令和4年  
4月1日以降の治療から  
所得要件・婚姻要件が  
なくなり対象が拡充  
されました。

## 対象となる方（令和4年4月～）

不育症（疑いを含む）と診断され、対象となる検査及び治療を受けたご夫婦で、次の要件をすべて満たす方

- 流産、死産、新生児死亡のいずれかの既往が**2回以上**あること
- 札幌市が指定する医療機関で不育症治療を受けていること
- 申請日において、ご夫婦のいずれかが札幌市内に住民登録をしていること

※年齢制限はありません。

※令和4年3月31日までの治療については、夫婦所得の合計が730万未満の方、法律婚の夫婦であることが条件となります。

## 対象となる検査・治療

平成29年4月1日以降に行った不育症の検査及び治療（医療保険適用の有無は問いません。）

【検査】抗リン脂質抗体検査、凝固因子検査、子宮検査、染色体検査

【治療】不育症治療としての投薬（アスピリン療法、ヘパリン療法、インスリン等）、子宮形成手術、着床前診断、カウンセリング等

## 助成額

1回の治療期間に行った「対象となる検査及び治療」に対して支払った費用につき、**10万円**を上限として、助成金を交付します。助成金は受診等証明書に基づいて札幌市で精査し、決定いたします。

※1回の治療期間に行ったすべての自己負担額が助成対象になるものではありません。

※対象となる検査・治療に付随した費用も対象です（検査判断料、処方箋料、調剤料等）が、診察料（初診料、再診料）、診察にかかる加算、文書料等は対象外です。

「1回の治療期間」とは、不育症の診断をするための検査（又は治療）を開始した日から、妊娠が確定し出産（流産または死産を含む）した日まで、または医師の判断により治療が終了した日までのことです。

## 助成回数と助成期間

通算助成回数、1年間あたりの助成回数、通算助成期間に制限はありません。

## 指定医療機関（令和4年4月1日現在）

No	医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号	不妊	不育
1	NTT東日本札幌病院	060-0061	札幌市中央区南1条西15丁目	011-623-7000	○	○
2	札幌医科大学附属病院	060-8543	札幌市中央区南1条西16丁目291番地	011-611-2111	○	○
3	医療法人社団 小穴メディカルクリニック おおこうち産科婦人科	060-0062	札幌市中央区南2条西8丁目10番地	011-233-4103	○	○
4	社会医療法人社団 カレスサポロ時計台記念クリニック	060-0031	札幌市中央区北1条東1丁目	011-251-2221	○	○
5	セントベイククリニック	060-0002	札幌市中央区北2条西2丁目32 第37桂和ビル2階	011-215-0880	○	○
6	金山生殖医療クリニック	060-0001	札幌市中央区北1条西4丁目1-1 三甲大通公園ビル2階	011-200-1122	○	○
7	JA北海道厚生連 札幌厚生病院	060-0033	札幌市中央区北3条東8丁目5番地	011-261-5331	○	○
8	医療法人社団 神谷レディースクリニック	060-0003	札幌市中央区北3条西2丁目2-1 日通札幌ビル2階	011-231-2722	○	○
9	国家公務員共済組合連合会 斗南病院	060-0004	札幌市中央区北4条西7丁目3-8	011-231-2121	○	○
10	市立札幌病院	060-8604	札幌市中央区北11条西13丁目1-1	011-726-2211	○	○
11	さっぽろARTクリニック	060-0807	札幌市北区北7条西4丁目1-2 KDX札幌ビル4階	011-700-5880	○	○
12	札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル	001-0013	札幌市北区北13条西4丁目	011-746-5505	○	○
13	北海道大学病院	060-8648	札幌市北区北14条西5丁目	011-716-1161	○	○
14	さっぽろARTクリニックn24	001-0023	札幌市北区北23条西3丁目2-37 第2北進建鉄ビル2階	011-792-6691	○	○
15	医療法人社団 エナ麻生ARTクリニック	001-0045	札幌市北区麻生町2丁目2-7 中川ビル2階	011-792-8850	○	○
16	医療法人 育愛会 札幌東豊病院	065-0017	札幌市東区北17条東15丁目3-1	011-704-3911	○	○
17	札幌白石産科婦人科病院	003-0005	札幌市白石区東札幌5条6丁目6-28	011-862-7211	○	○
18	医療法人社団 青葉産婦人科クリニック	004-0021	札幌市厚別区青葉町6丁目1-9	011-893-3207	○	○
19	地域医療機能推進機構 北海道病院	062-8618	札幌市豊平区中の島1条8丁目3-18	011-831-5151	○	○
20	KKR札幌医療センター	062-0931	札幌市豊平区平岸1条6丁目3-40	011-822-1811	○	○
21	医療法人社団 いちご会 美加レディースクリニック	062-0933	札幌市豊平区平岸3条13丁目5-21 南平岸ビル1～3階	011-833-7773	○	○
22	医療法人 礼風会 五輪橋マタニティクリニック	005-0039	札幌市南区南39条西11丁目1-30	011-585-3110	○	○
23	医療法人 湊仁会 手稲湊仁会病院	006-8555	札幌市手稲区前田1条12丁目1-40	011-681-8111	○	○
24	パール女性クリニック	063-0803	札幌市西区二十四軒3条1丁目1-18	011-624-7031	○	○
25	社会福祉法人 母恋 天使病院	065-8611	札幌市東区北12条東3丁目1-1	011-711-0101	○	○

※指定医療機関は所定の基準を満たす医療機関です。変更される場合がありますので最新の情報はお問合わせください。

## 申請に必要な書類等

### ＜特定不妊治療費助成事業＞

	申請必要書類等	発行場所	備考
1	札幌市特定不妊治療助成事業申請書	・不妊専門相談センター（札幌市保健所）	・申請者は、ご夫婦のどちらかです。（申請者と振込先名義人を同一にしてください）
2	札幌市特定不妊治療助成事業請求書	・市ホームページダウンロード	
3	札幌市特定不妊治療助成事業受診等証明書	指定医療機関	・治療終了後に指定医療機関で作成してもらいます。 ・作成にかかる文書料は助成の対象となりません。
4	札幌市特定不妊治療費助成事業薬剤内訳証明書	・調剤薬局 ・市ホームページダウンロード	・院外処方を受けた場合にのみ必要です。調剤薬局で記入してもらいます。 作成にかかる文書料は助成の対象となりません。
5	領収書（コピー） 明細書（コピー）	指定医療機関（調剤薬局）	・3に記載されている治療期間内の <b>領収書・明細書全て（コピー）</b> が必要です。 ・コピーは返却できません。
6	戸籍謄本	・本籍地のある役所 ・区役所（戸籍住民課）	・申請日より3か月以内に発行されたもの ・抄本（戸籍個人事項証明）ではなく、謄本（戸籍全部事項証明）が必要です。
7	住民票（世帯員全員が記載されたもの）	区役所（戸籍住民課）	・申請日より3か月以内に発行されたもの ・続柄の記載があり、マイナンバーの記載のないもの
8	通帳コピー		・口座支店名、口座番号の記載されたページをコピーしたものがが必要です。 ・助成金は申請者名義の預金口座にお振込みします。
9	印鑑の押印（朱肉を用いる）		・スタンプ式印鑑は使用できません。
★	〈事実婚の方〉 「事実婚関係に関する申立書」	・不妊専門相談センター（札幌市保健所） ・市ホームページダウンロード	・毎回の申請で必要となります。 ・戸籍謄本、住民票は、毎回提出が必要です。

### ＜不育症治療費助成事業＞

	申請必要書類等	発行場所	備考
1	札幌市不育症治療費助成事業申請書	・不妊専門相談センター（札幌市保健所）	・申請者は、ご夫婦のどちらかです。（申請者と振込先名義人を同一にしてください）
2	札幌市不育症治療費助成事業助成金請求書	・市ホームページダウンロード	
3	札幌市不育症治療費助成事業受診等証明書	指定医療機関	・治療終了後に指定医療機関で作成してもらいます。 ・作成にかかる文書料は助成の対象となりません。
4	札幌市不育症治療費助成事業薬剤内訳証明書	・調剤薬局 ・市ホームページダウンロード	・院外処方を受けた場合にのみ必要です。調剤薬局で記入してもらいます。作成にかかる文書料は助成の対象となりません。 ・「流産検体を用いた染色体検査」を実施した場合は、指定医療機関記載の「不育症検査結果個票」の添付が必要です。
5	領収書（コピー） 明細書（コピー）	指定医療機関（調剤薬局）	・3に記載されている治療期間内の <b>領収書・明細書全て（コピー）</b> が必要です。 ・コピーは返却できません。
6	住民票（世帯員全員が記載されたもの）	区役所（戸籍住民課）	・申請日より3か月以内に発行されたもの ・続柄の記載があり、マイナンバーの記載のないもの
7	通帳コピー		・口座支店名、口座番号の記載されたページをコピーしたものがが必要です。 ・助成金は申請者名義の預金口座にお振込みします。
8	印鑑の押印（朱肉を用いる）		・スタンプ式印鑑は使用できません。

※令和4年3月31日までに終了した治療を申請する場合は、下記の書類も必要となります。

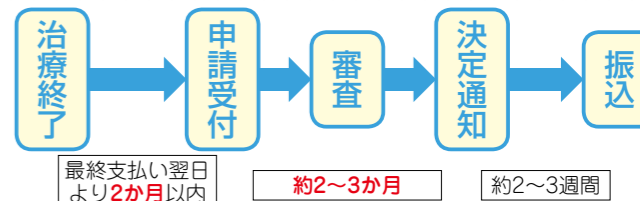
	申請必要書類等	発行場所	備考
★	戸籍謄本	・本籍地のある役所 ・区役所（戸籍住民課）	・申請日より3か月以内に発行されたもの ・抄本（戸籍個人事項証明）ではなく、謄本（戸籍全部事項証明）が必要です。
★	ご夫婦それぞれの所得（市・道民税）証明書（控除の内訳が記載されたもの）	・市役所（2階税の窓口） ・市税事務所（納税課） ・区役所（戸籍住民課）	・4、5月の申請時は、前年度証明書（前々年分の所得）、6月から翌年3月までは当年度証明書（前年分の所得）をご用意ください。 ・証明年度の1月1日時点での居住地で発行してもらいます。 ・所得が0円の場合も必要です。 ・前回提出した書類と、年度が同じ証明書となる場合は、省略できます。

## 申請期限・申請後の流れ

治療費を最後に支払われた翌日から**2か月以内**に札幌市不妊専門相談センターに申請します。

入院等のやむを得ない理由と認められる場合は、申請期限を最終支払い日の翌日より5か月以内にまで延長できる場合がありますのでセンターまでご相談ください。

※令和4年3月31日までに終了した特定不妊治療費は、遅延理由があっても**令和4年5月31日**が最終期限となります。  
※上記の申請期限を過ぎての申請は、受理できませんので、ご注意ください。



## 郵送申請について

申請は郵送も可能です。必要書類をご用意いただき、申請期日に到着するようにお願いいたします。

差出人のお名前をご記入の上、料金不足にご注意ください。

※申請日は、本市窓口に着した受理日になります。差出・配達記録が残る簡易書留や特定記録郵便等のご利用をお勧めします。